

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

1 2. インドネシア【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

1 2. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、インドネシア意匠法²⁷³(2000年12月20日法律第31号制定、以下「法」と略す場合もある。)により保護されている。
- (2) 意匠保護の対象である意匠はインドネシア意匠法で、『意匠』とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組み合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである』と規定されている(意匠法第1条(1))。
- (3) 法第29条で方式審査の後、公開された意匠が公開の終了日(公開から3か月)までに異議申立てがなかった場合は、登録証が発行され、出願日から有効とされる。なお、出願公開によって、第三者に異議申立の機会が3か月を与えられる(法第26条)。審査官による実体審査が行われるが、登録後の無効審判制度の規定はない。意匠の保護期間は出願日から10年間である(法第5条)。
- (4) 意匠登録の取消は、利害関係人により商務裁判所へ訴訟提起することができ(法第38条)、その判決に対する上訴は、最高裁判所へのみ破棄の申立てを提起することができる(法第40条)。
- (5) 民事的救済として、意匠権の侵害に対して意匠権者は、差止め及び損害賠償の請求を求めて商務裁判所に提訴することができる(法第46条)。また、法第48条で法第40条は準用されていないが、法第41条が準用されていることから、判決に対し最高裁判所へ上告できるものと考えられる。
- (6) 侵害に対する刑事罰は法第54条第1項、2項に懲役または罰金刑として規定されており、これらの犯罪行為は重罪とされる(法第54条)。
- (7) 意匠権の範囲は、意匠権者は自ら実施する意匠を実施する排他的権利を有し、他の者が承認を得ずに意匠権が付与された意匠の製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布することを禁止する権利を有する(法第9条第1項)。
- (8) 意匠権の効力範囲が法第9条第1項に規定するように文言通り「意匠権が付与された意匠」(登録意匠と同一の意匠)までであるかが問題となるが、意匠の「同一」の判断は、「実質的同一(類似)」であるかを見るべきであるとの考えを示した最高裁判所の判決があることから、効力は類似する意匠にまで及ぶと解される。
- (9) 意匠権の効力のおよばない範囲として、登録意匠の使用が研究及び教育を目的とし、意匠権者の利益を損なわない場合との規定がある(法第9条第2項)。
- (10) 間接侵害については特段の規定がない。

²⁷³ インドネシア意匠法(2000年12月20日法律第31号制定、2001年6月14日施行)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

1 2. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

インドネシア意匠法第 11 条(a)の規定に基づき意匠出願の時に、登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明を提出する必要がある。図面については 6 面図及び等角投影図が必要である。また、一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要である。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明に関して、説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用されるとされている。

意匠分類は願書の事項とされていなく、任意である。また、意匠分類は出願に係るデザインの属するデザイン分野もしくは製品分野を決定するものであるとされている。

インドネシア意匠法第 11 条

(1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する手数料の支払と共に提出される。

(2) (1)に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。

(3) 出願書類は次の項目を含む。

(a) 出願の年月日

(b) 創作者の名称、住所及び国籍

(c) 出願人の名称、住所及び国籍

(d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の名称及び住所

(e) 出願優先権を伴う場合は、その出願の国名及び優先日

(4) (3)に規定する出願書類には次の事項を伴う。

(a) 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明

(以下略)

(2) 物品名の表示

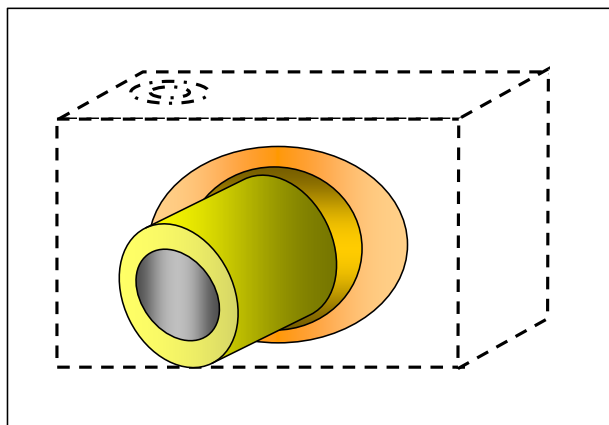
願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、インドネシア特許庁は、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認めるとしている。

(3) 図面提出要件

番号を記載した図面又は写真が出願に必要な資料とされている(意匠法第11 条)。表現手法に関して意匠規則第6 条(1)に、A4 サイズの白紙(100g/m² から200g/m²)を使用すること、連続番号を付すること、図面の外観を説明する情報を伴うこと、上部の余白は 2.5cm・下部左右の余白は2cm とすること、保護を求めない部分は点線で示すこと、図面データを記録したフロッピーディスクを添付してもよいこと等が規定されている。

(4) 図面に記載した破線の意味

保護を受けようとする部分を実線で、それ以外の本体部分が破線で表されている意匠が
出願された場合の取り扱いについて、デジタルカメラの部分意匠を示して、インドネシア
特許庁に回答を求めた。インドネシア特許庁回答者によれば、破線を実線に描き変えると
意匠の内容(要旨)が変更されるため、出願方式を満たさない補正不可能な出願として出願
人にその旨の通知した後に出願を却下するとことであつた。

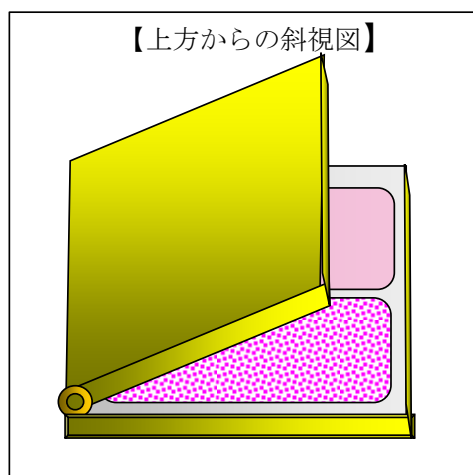


※実際のアンケート票で
は、この図とほぼ同じデ
ジタルカメラの図を示し
て回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをイン
ドネシア特許庁に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、
この図とほぼ同じ化粧品の写
真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

インドネシア特許庁回答者回答：

以下の理由により開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶するとしている。

- ・このような1図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。
- ・底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- ・蓋を閉じた状態が不明である。
- ・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・光の反射等で形・色が特定できない。
- ・蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。

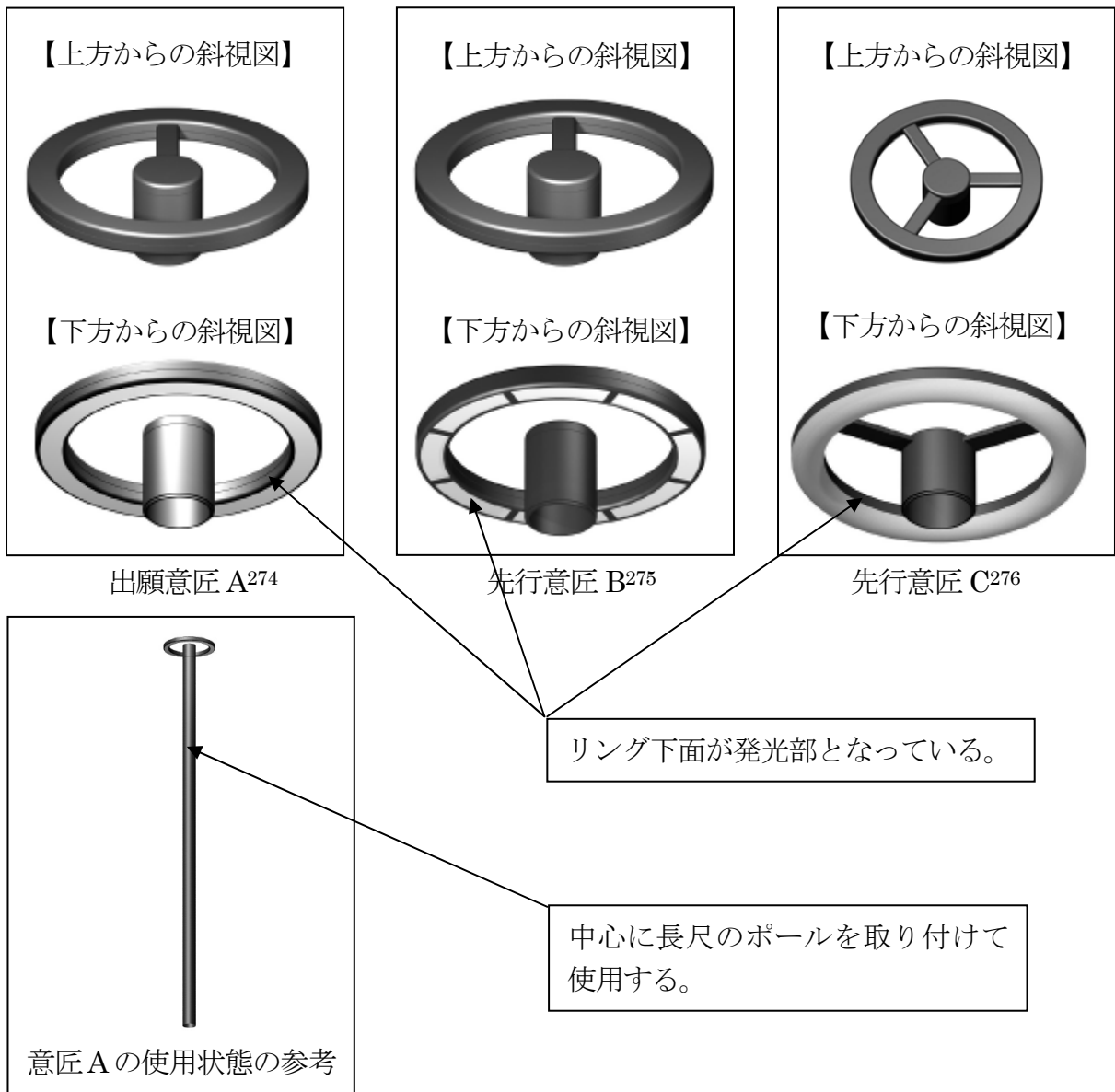
基本的に6面図を提示する必要がある。

(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおりインドネシア特許庁の考え方が得られた。

【判断例1】

意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠A、意匠B及び意匠Cは互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面はCGで作成されている。



インドネシア特許庁回答者回答：

意匠 A についての出願は、先任意匠 B によっては拒絶とされうるが、先任意匠 C によって拒絶とはされない。

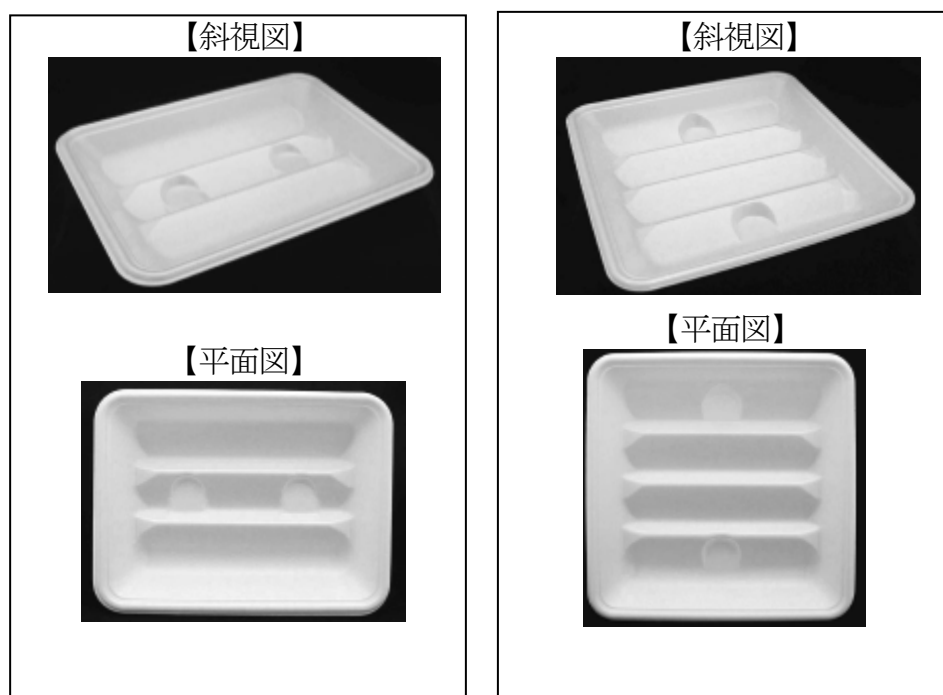
²⁷⁴ 意匠登録 1365435 号(本意匠)

²⁷⁵ 意匠登録 1365854 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

²⁷⁶ 意匠登録 1421163 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



出願意匠 F²⁷⁷

先行意匠 G²⁷⁸

インドネシア特許庁回答者回答：

意匠 F についての出願は先行意匠 G によって拒絶とはされない。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 物品名
- ・ 意匠の説明
- ・ 意匠にかかる製品の説明
- ・ 図面

(8) パリ条約による優先権主張を扱い意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

意匠の表現物(図面、写真など)の追加、意匠の表現物(図面、写真など)の削除、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の出願国の図面提出

²⁷⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁷⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

要件に合わせた作図への変更であれば基本的に優先日は確保されるが、意匠の主体が変化したときには却下される。基本的に、保護範囲又は意匠を拡大又は変更しない限り、優先日は認められる。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドに関連する情報は公報に掲載されない。登録無効などの手続きを行おうとする第三者は、無効に関する訴訟手続きにおいて、グレースピリオドに関する情報を自ら入手する必要がある。

(10) 登録要件

先行意匠に対する登録要件に関して、先行意匠を中心にどのような範囲の意匠を対象とするかという質問に対して、インドネシア特許庁より以下の回答を得ている。

規定の種類	先行意匠の範囲(法律、政令、審査基準)			
	同一	実質同一	類似の範囲	その他
新規性	○	○		

インドネシア意匠法第2条

- (1) 意匠権は、新規な意匠に対して与えられる。
- (2) 意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる。
- (3) (2)の規定における事前の公表とは、次の日以前、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

新規性はインドネシアにおいて産業意匠を申請するのに主な要求基準で、産業意匠に関する2000年第31号の第2条に定められている。更に、かかる要求基準はそれが完全に同一なのか、かなりの割合で同一なのかを判断するのに産業意匠に大きな役割をはたしている。新規性に関する要求事項は、公知の意匠と同一、あるいは実質的に同じ意匠に当てはまる。登録に関する限り、要求を満たしているかどうかは意匠庁の職員の観点で精査される。意匠権訴訟においては、要求を満たされているかどうかは、意匠庁の専門家の助けを借りて、裁判所が判断することが多いようである。通常、創作非容易性が考慮に入れられることはない。インドネシアにおける主な事例(新規性を判断するため)のいくつかは、消費者と意匠の専門家の観点から判決が出された。例えば、商務裁判所、訴訟番号 No. 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga /原告 Precision Tooling 株式会社.および被告 Andreas STIHL 株式会社の意匠登録取消が挙げられる。

(1 1) 創作非容易性に関する参考判例

インドネシアでは創作容易性の基準は適用されず、新規性のみで判断される。

1 2. 3. 意匠権設定後の運用

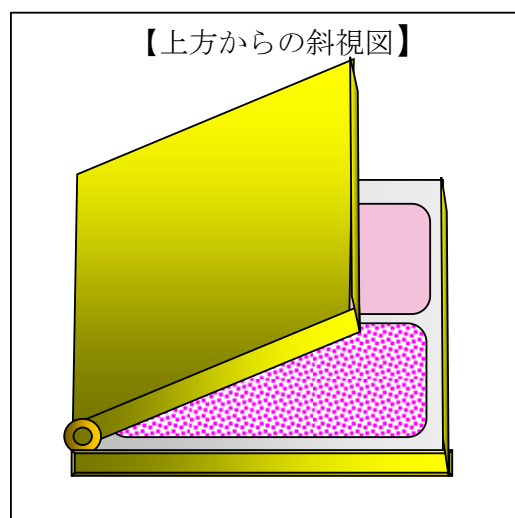
(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名の権利範囲は、その名称のみで権利範囲が決定されることはなく、他の要素も考慮される。また、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するために利用され、また原簿の一部になる。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、インドネシアの実務者の見解を求めたところ、以下を得た。

【参考判断例】



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

インドネシア実務者回答：

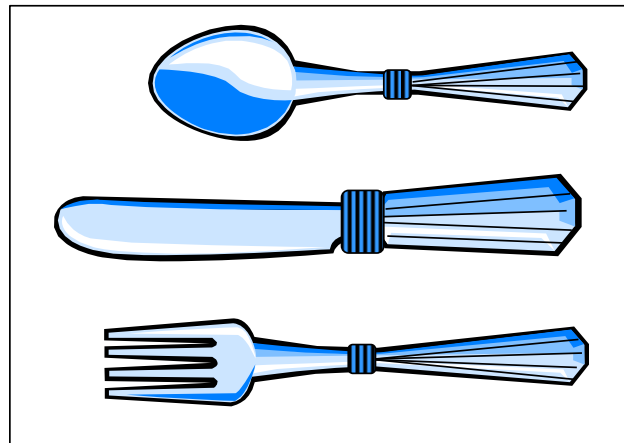
図面等で表現されている部分のみが権利となる。見えていない部分は無いものとして取り扱われる(見えている部分だけが権利となる)。

インドネシア意匠法にも、その実施についての政府規則にも、インドネシアにおいてグ

グラフィック・イメージを保護する規定は存在せず、グラフィック・イメージは意匠とは認められない。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例をについて、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、同実務者は、例えば物品名を「食器セット」の一意匠として出願ができる。特にセットものであることの説明を記載する必要はないとしている。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

しかしながら、構成物品の中の1つだけ(例: スプーンのみ)に対して侵害があった場合、申請者が自分の意匠権を守るのは容易ではない。意匠権により保護されるのは組物全体(スプーン、フォーク、ナイフ)なのに対し、侵害されているのは部分的にすぎないためである。インドネシアでは、より十分な保護を受けられるよう、必ず別個に申請を行うことを申請者に勧めるとのインドネシアの実務者のコメントを得ている。

(4) 変化する意匠

インドネシアの意匠権によって保護される範囲に含まれるのは、最初の形状のみであり、出願人が変形後の形状も保護されることを主張するためには、その形状について個別に出願しなければならない。変化の過程も保護されず、単に参照されるのみである。それゆえ、変化の過程を保護されるように主張することはできない。

(5) 意匠登録の無効

登録された意匠の有効性については、インドネシア知財庁における登録後(公告後)異議申立を行うか、裁判所に無効裁判を提訴することにより判断を求めることができる。無効理由としては、保護対象非該当、新規性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗を害するおそれのある意匠、条約に違反して登録されたときなどがある。

判決例とし、訴訟番号 No: 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga.Jkt.Pst.があり、意匠原告は新規性がないことを根拠に、意匠権を無効とすることを訴えた。その後、商務裁判所は、被告の意匠権が無効であるとの判決を下した例がある。また、本田技研工業 v. PT.Angol Sama Pertama Motor、知的財産総局 022K/N/HaKI/2005 は、本田技研が提訴した登録意匠の取消しに関する事件で、商務裁判所は登録意匠と先行意匠は異なる意匠であるとして登録意匠を維持したが、最高裁判所は意匠の「同一」の判断は、TRIPS 協定第 26 条第 1 項に規定される「実質的同一(類似)」であるかを見るべきであるとの考えを示し、登録意匠は先行意匠に類似するとして登録を取り消した例がある。

インドネシア知財庁と裁判所の意匠権に関する判断に関して、インドネシアの実務者から以下の回答を得た。

インドネシア実務者回答：

登録申請された意匠と公知の意匠との間の同一性もしくは類似性に関する知的財産事務所の判断の傾向と、意匠権侵害訴訟における、登録された意匠と意匠権を侵害しているとされる意匠との間の同一性もしくは類似性に関する商事裁判所の判断の傾向には、違いがあると考えられる。商事裁判所は、意匠権侵害訴訟において、登録された意匠と意匠権を侵害しているとされる意匠との間の類似性に関して、より多岐にわたる評価を行なうかもしれない。例えば、商事裁判所は、意匠登録時における申請者（通常は被告）の不誠実さを考慮に入れるかもしれない。また、一般に知的財産局は、産業意匠の専門的な問題についての専門知識を有していることから、知的財産権の専門的な問題に日常的に係っていない審査団と比較して知的財産権関連をより良く理解している。従って両者間においては見解にわずかな違いが生じることもある。審査団は国際協定、または消費者や意匠の専門家両方の観点を使用して登録済みの意匠と侵害を行っているとして申立てられている意匠との間に独自性、類似性があるかどうかを判断する傾向がある。

12. 4. 著作権との関係

意匠と著作権の関係に関して、インドネシアの実務者から以下の見解を得た。

インドネシア実務者回答：

インドネシアにおいて、「著作権」とは、著作者又は権利を受けた者に与えられる排他的権利であって、現行法規による限定を損なうことなく、その著作物を公表又は複製し、若しくはそのための許可を与えるための権利をいう。また、「著作物」とは、著作者の作品であって、科学、芸術、文学の分野で独創性を示すものをいう。また、「意匠」とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であって、美的印象を与え、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。

これらの定義によると、著作権はどのような形式であれ表現されるもの、つまりイメージであり、生産されるものではない。そのイメージが平面もしくは立体図形に実現され、美的印象を持ち、生産されたり取引されたりするのであれば、意匠として保護されるべきである。

インドネシアにおいては意匠の新規性の原則は、著作権に適用される独自性の原則とは区別される。「新しい」もしくは「新規性がある」とは、最初に出願されることにより、またその時点でその意匠が告知されたり公開されたりしていないことにより定義される。一方、「独自性がある」とは、起源や創作者から直接生み出されていることを意味する。

12.5. 意匠権侵害

12.5.1. 意匠権侵害についての事例検討²⁷⁹

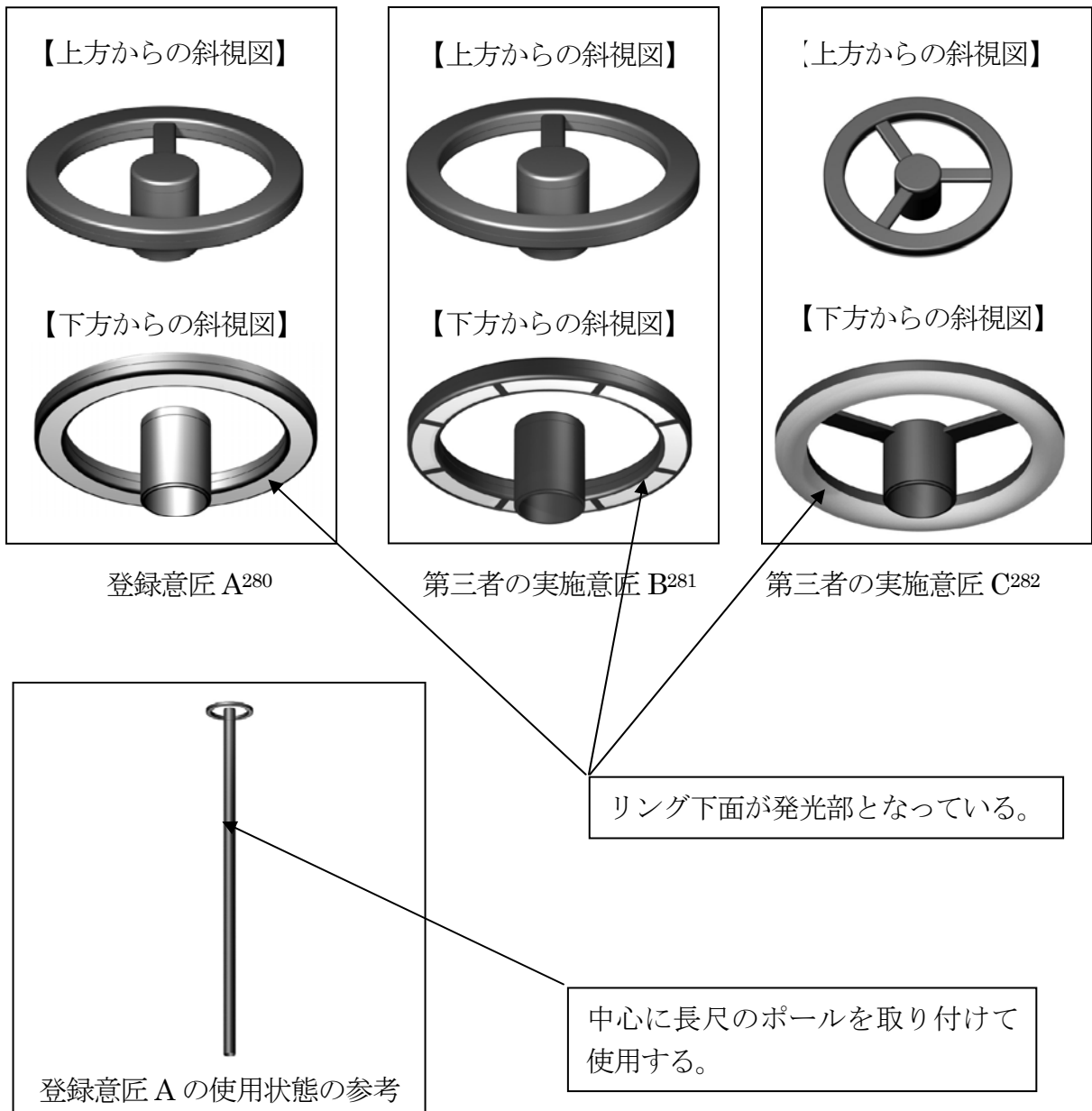
以下にインドネシアの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す

【参考判断例1】

質問：

下の意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠Aは登録意匠で、意匠B、意匠Cは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠Aに対して、意匠B及び意匠Cは発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面はCGで作成されている。このとき、意匠B、意匠Cは、登録意匠Aの意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁷⁹ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



インドネシア実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、インドネシアの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

質問

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在する

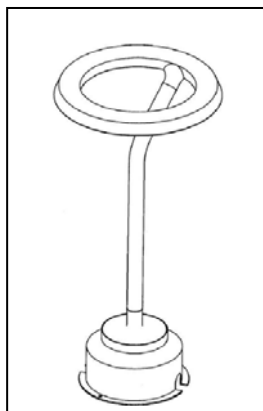
²⁸⁰ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

²⁸¹ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

²⁸² 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

ことが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠²⁸³

インドネシア実務者回答 1 :

意匠 B は登録済みの登録意匠 A の権利を侵害していると言えるかもしれない。一方、意匠 C は登録意匠 A の権利を侵害していない。また、公知意匠は、登録された登録意匠 A とは大きく異なるを考える。したがって、この公知意匠は、登録意匠 A に対する権利の侵害を軽減するものとして用いることはできないと考える。

インドネシア実務者回答 2 :

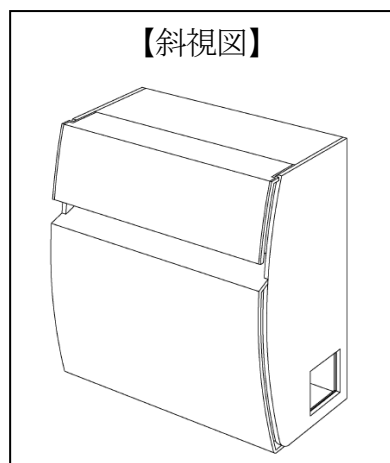
詳細に検討するには、登録意匠 A、意匠 B および意匠 C の写真を比較する必要がある。ただし、意匠訴訟に関して出された判決のいくつかの例に基づいた場合、裁判官は「意匠が既知の意匠または 既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合は、新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。」と定める貿易関連知的所有権に関する協定(TRIPS)の第 25 条第 4 節を参照する。裁判官がそれらの事例を決定するのに専門家の意見を求めることも多々ある。美的な印象を与える形、構造、またはラインもしくは色彩、またはラインおよび色彩の構成、または 3 次元または 2 次元の形においてそれらの構成が類似しているかどうかを検討する。

²⁸³ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

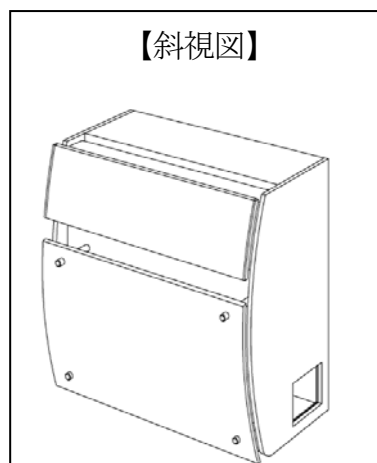
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D²⁸⁴



第三者の実施意匠 E²⁸⁵

インドネシア実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

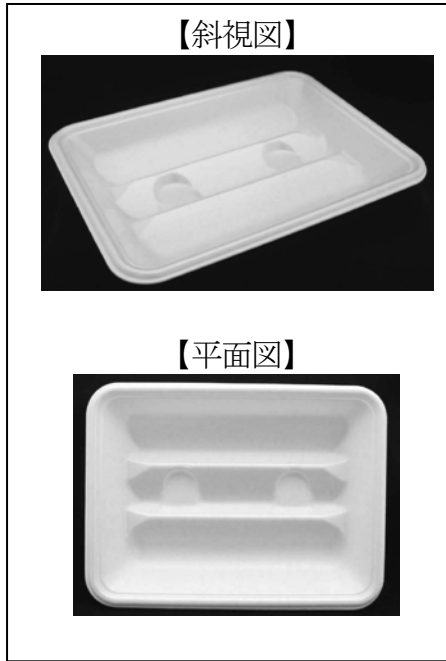
【参考判断例 3】

質問：

下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁸⁴ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

²⁸⁵ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F²⁸⁶



第三者の実施意匠 G²⁸⁷

インドネシア実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できる。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、インドネシアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

²⁸⁶ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁸⁷ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠²⁸⁸

インドネシア実務者回答 1 :

意匠 G は、登録されている意匠 F の権利を侵害しているとは判断できるかもしれない。また、公知意匠は登録されている意匠 F とは大きく異なるものとする。それゆえ、この公知の意匠の存在を、意匠 F の意匠権の有効性に対する反証として用いることはできないものとする。

インドネシア実務者回答 2 :

インドネシア産業意匠法における新規性は貿易関連知的財産に関する協定 TRIPS 第 25 条第 4 節を参照し、それには「意匠が既知の意匠または 既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合は、新規性又は独創性のある意匠でないものとする」ことを定めることができる。」と定められている(商務裁判所、訴訟番号 No. 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga/原告 Precision Tooling 株式会社および被告 Andreas STIHL 株式会社)。これに基づいて、当該登録意匠 F に新規性があるかを決定することが重要な要素となる。登録意匠 F および意匠 G は類似の形で同じ組み立てで作られている。局面の形も類似している。よって、意匠 G は登録意匠 F を侵害していると考えられる。

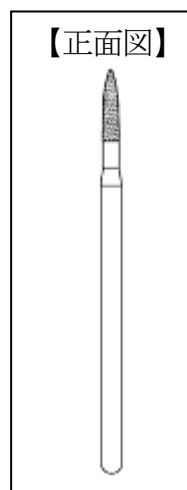
【参考判断例 4】

質問 :

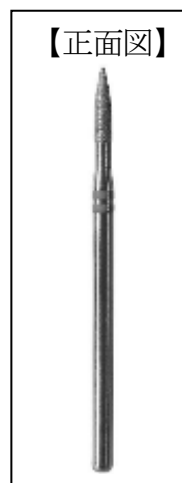
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は

²⁸⁸ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H²⁸⁹



第三者の実施意匠 I²⁹⁰

インドネシア実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断できる。

12.5.2. 意匠権侵害の救済

インドネシアでは意匠権侵害に対する訴えは、裁判所、警察署、税関、知財庁へ提訴あるいは申立てを行うことができる。差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求、信用回復措置請求が可能である。

メリットとデメリットについては以下の通りである。

	メリット	デメリット
裁判所	損害賠償を求めることができ、裁判所による審理にかけることのできる時間は法律によって定められているため、比較的短期間で結論が出る。	裁判所の決定に不満がある場合は、どちらの側も上告することができるので、判決をすぐに実行に移すのは難しい場合がある。
警察	権利の侵害が犯罪にあたる場合は効果的	時間がかかる可能性がある

²⁸⁹ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²⁹⁰ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

税関	侵害している商品が市場に出回らないようにする上で効果的	差押えを行なうための更なる法整備が必要
知財庁	工業意匠の保護を得、他人の権利を侵害するような申請を防ぐ上で効果的	申請された意匠の審査にどれほどの時間を要するか予測できない

意匠権の類否判断による効力範囲について、裁判所が類似性を判断するために使用する参照は、TRIPS 協定の第 25 条第 4 節で、これをインドネシア政府が批准している。

また日本の類似判断と比較すると、インドネシアにおいては、意匠の同一性もしくは類似性は、極めて狭い範囲で認められる。

1 2. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

(インドネシアの実務者からは意匠権侵害に関する判例の情報は得られなかった。)

1 2. 6. 税関・警察等での取締り

最高裁判所は 2012 年 7 月 30 日、(税関における)差止め命令に関する規則 2012 年第 4 号及び仮処分に関する規則 2012 年第 5 号をそれぞれ発効させた。これにより従来、関税法において可能とされながらも規則の不在によって執行できなかった著作権又は商標権の侵害貨物の差止めが可能になるが、意匠権は該当しない。しかし、規則 2012 年第 5 号により、すでに市場に出回った意匠権を含む知的財産権の侵害品について一時的に差押えることが可能になると考えられる。

2012 年 7 月 30 日に制定された仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2012 年第 5 号は以下の通りである。

仮処分決定とは裁判所が発布した指示で、産業意匠権、特許権、商標権、著作権における知的財産権侵害に対して申請者が申立てる申請に基づいて、すべての関連当事者に拘束力を有するもので、以下の目的で行われる：

- a. 知的財産権侵害が疑われる輸入品の輸入を防ぐ。
- b. 侵害者が証拠物品を排除することを防ぎ保全する。
- c. より大きな損害を防ぐために侵害を阻止する。

仮処分決定に関する最高裁判所規則 2012 年第 5 号の第 5 条 (4)に基づき、裁判所は申請が登録されてから(仮処分決定申請を受諾するか却下するかを)2 日のうちに決定するものとする。

申請の手続きはかかる規則原案に記載がある(但しインドネシア語)²⁹¹

インドネシアの法執行機関は産業デザインの保護に関する理解が限られているため、裁判が長引くことがある。

²⁹¹ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/rule_2012-5_en.pdf(最終アクセス日：2014年2月14日)

平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域における意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲
に関する調査研究調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>